

福岡県医発第801号(地)
平成17年 7月29日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



「介護保険法等の一部を改正する法律(公布日施行部分)の施行に伴う
主治医意見書の記載に係る留意事項」について

「痴呆」という用語を「認知症」と略称する改正を行う介護保険法等の一部を改正する法律について、その一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令(平成17年政令第231号)が施行され、介護保険法施行令にある特定疾病である「初老期における痴呆」が「初老期における認知症(法第7条第15項に規定する認知症をいう。以下同じ。)」に改正されました。

介護保険法において、介護認定審査会では、主治医意見書に記入された診断名や診断の根拠として記入されている内容に基づき、要介護認定の申請書の障害の原因となっている疾病が特定疾病に該当すること等の確認等を行うことになっておりますが、主治医意見書中に「痴呆」という用語の記載があった場合においても、当分の間「認知症」として取り扱うように留意してほしい旨、別紙のとおり通知が発出されておりますので、会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

(介 2 5)

平成 17 年 7 月 14 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

野 中 博

「介護保険法等の一部を改正する法律（公布日施行部分）の施行に伴う
主治医意見書の記載に係る留意事項について」の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「痴呆」という用語を「認知症」と略称する改正を行う介護保険法等の一部を改正する法律につきまして、その一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成 17 年政令第 231 号）が施行され、介護保険法施行令にある特定疾病である「初老期における痴呆」が「初老期における認知症（法第 7 条第 15 項に規定する認知症をいう。以下同じ。）」に改正されました。

介護保険法において、介護認定審査会では、主治医意見書に記入された診断名や診断の根拠として記入されている内容に基づき、要介護認定の申請書の障害の原因となっている疾病が特定疾病に該当すること等の確認等を行うことになっておりますが、主治医意見書中に「痴呆」という用語の記載があった場合においても、当分の間「認知症」として取り扱うように留意してほしい旨、別添のとおり通知が発出されておりますので、ご連絡申し上げます。

敬具

記

（添付資料）

- ・「介護保険法等の一部を改正する法律（公布日施行部分）の施行に伴う主治医意見書の記載に係る留意事項について」の送付について（平 17.7.6 老老発第 0706002 号）

老老発第0706002号

平成17年7月6日

社団法人 日本医師会
会 長 植松 治雄 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「介護保険法等の一部を改正する法律（公布日施行部分）の施行に伴う
主治医意見書の記載に係る留意事項について」の送付について

標記について、別添のとおり都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あて
に通知（平成17年7月6日老老発第0706001号厚生労働省老健局老人保健課
長通知）しましたのでお知らせいたします。

つきましては、本通知の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い
申し上げます。

(別添)

老老発第0706001号

平成17年7月6日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局老人保健課長

介護保険法等の一部を改正する法律（公布日施行部分）の施行に伴う
主治医意見書の記載に係る留意事項について

「痴呆」という用語を「認知症」と略称する改正を行う介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成17年政令第231号）が本日施行され、同令第1条において、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第5号の特定疾病である「初老期における痴呆」が「初老期における認知症（法第7条第15項に規定する認知症をいう。以下同じ。）」に改正されたところである。

介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第9項（第32条第5項により準用される場合を含む。）に基づき、介護認定審査会において、主治の医師の意見を聴く際に、主治医意見書に記入された診断名や、その診断の根拠として記入されている内容に基づき、要介護認定の申請書の障害の原因となっている疾病が特定疾病に該当すること等の確認等を行うこととしているところであるが、当該意見書中に「痴呆」という用語の記載があった場合においても、当分の間、「認知症」として取り扱うよう御配慮をお願いする。